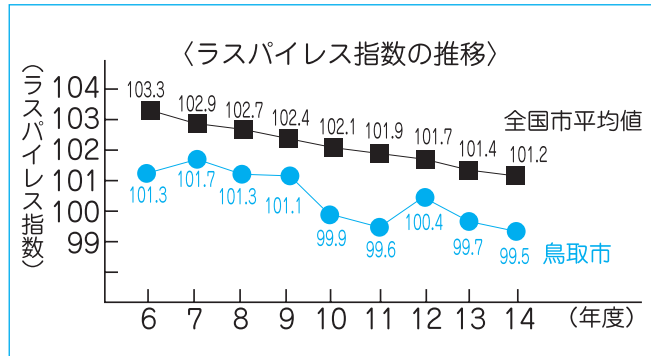


⑥ラスパイレス指数

この指数は、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の数値です。



(注)平成 15 年度の指数は集計中のため未確定(1 月 30 日現在)

⑦主な職員手当 (平成 15 年度給与改定後)

それぞれの手当は、支給要件に該当した場合に支給されます。

区分	内容															
扶養手当	①配偶者 月額 13,500 円 ②配偶者以外の扶養親族のうち 2 人まで 月額 6,000 円 ③その他の扶養親族 月額 5,000 円 ④満 16 歳の年度始めから満 22 歳の年度末までの子 1 人の加算額 月額 5,000 円															
住居手当	①月額 12,000 円を超える家賃を支払って借家などに居住する職員 ▷家賃の額に応じ月額最高 27,000 円まで ②自宅に居住する職員 (世帯主) { 新築または 5 年以内 月額 2,500 円 { 購入から 6 年目以降 月額 1,500 円															
通勤手当	①交通機関利用者 (通勤距離が片道 2 km 以上の職員) ▷運賃月額 45,000 円以下の場合は全額、月額 45,000 円を超える部分は 2 分の 1 (最高支給限度額 50,000 円/平成 16 年 4 月からは 55,000 円までを 6 ヶ月定期券などの価額により全額支給) ②自動車などの使用者 (通勤距離が片道 2 km 以上の職員) ▷通勤距離の区分に応じ、月額 2,000 円~ 27,500 円															
期末手当・勤勉手当	(平成 15 年度支給割合) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>1.55 月分</td> <td>0.70 月分</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>1.35 月分</td> <td>0.70 月分</td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td>廃止</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.90 月分</td> <td>1.40 月分</td> </tr> </tbody> </table>		期末手当	勤勉手当	6 月期	1.55 月分	0.70 月分	12 月期	1.35 月分	0.70 月分	3 月期	廃止	—	計	2.90 月分	1.40 月分
	期末手当	勤勉手当														
6 月期	1.55 月分	0.70 月分														
12 月期	1.35 月分	0.70 月分														
3 月期	廃止	—														
計	2.90 月分	1.40 月分														

⑧特別職の報酬など

(平成 15 年 12 月 1 日現在)

区分		給料月額等
給料	市長	1,026,000 円
	副市長	850,250 円
	収入役	722,000 円
報酬	議長	608,420 円
	副議長	534,222 円
	議員	494,650 円
期末手当	市長 副市長 収入役	(平成 15 年度支給割合) 6 月期 1.70 月分 12 月期 1.60 月分 3 月期 廃止 計 3.30 月分
	議長 副議長 議員	(平成 15 年度支給割合) 6 月期 1.70 月分 12 月期 1.60 月分 3 月期 廃止 計 3.30 月分

⑨部門別職員数 (各年 4 月 1 日現在)

特別職、臨時および非常勤職員を除きます。

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成 14 年	平成 15 年	
一般行政等	議会	9	9	—
	総務企画	145	175	30
	税務	59	54	△ 5
	民生	254	248	△ 6
	衛生	60	56	△ 4
	農林水産	40	35	△ 5
	商工	18	18	—
	土木	106	114	8
	教育	62	50	△ 12
	小計	753	759	6
公営企業等	病院	372	372	—
	水道	98	99	1
	下水道	58	53	△ 5
	その他	37	33	△ 4
	小計	565	557	△ 8
合計		1,318	1,316	△ 2

■問い合わせ先 職員課 (☎ 20-3108)